

グループホームやまもと重要事項説明書

1. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

グループホームやまもと(以下「事業所」という)が行う事業は、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営む事ができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- ② 事業所は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ 事業所は、認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。
- ④ 共同生活住居における従事者は、指定認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

2. 事業所の概要

(1) 事業所名 : グループホームやまもと
(利用者定員 9名)

(2) 住 所 : 米子市観音寺新町1丁目10-6

(3) 電話番号 : 0859-37-6541

(4) 事業所番号: 3190200216

(5) 設備概要 : 経営主体 医療法人社団やまもと
開設 平成25年4月
各室18㎡ スプリンクラー設置
共用キッチン リビング

地域交流室

室数<㎡>

	室数	㎡
居室	9室	18㎡
居室(角部屋)		
共同生活室	1室	60㎡
共同生活室内キッチン	1室	21㎡
洗濯室	1室	6㎡
浴室	1室	4.6㎡
脱衣室	1室	7.4㎡
職員事務所	1室	10.5㎡
宿直室	1室	7.5㎡
リネン室	1室	4㎡
相談室	1室	12㎡
地域交流室	1室	12㎡

3. 職員の職種、人数・勤務体制

(1)管理者： 1名

(2)計画作成担当者： 1名

(3)介護職員： 7名以上

(4)勤務体制

昼間の体制： 介護職員3名以上

夜間の体制： 介護職員1名

4. 協力医療機関

山本クリニック

新開山本クリニック

面谷内科・循環器内科クリニック

5. 協力歯科医療機関

タカデンタルクリニック

6. 利用料金

入居一時金： 100,000円

居室利用料： 34,000円/月額

管理費： 40,000円/月額

冷暖房費： 5,000円/月額(7月～9月、12月～2月)

食材料費： 1,200円／日額

その他：おむつ代、理美容費、嗜好品の購入にかかる費用は実費をご負担いただきます。

・介護保険一部負担金

※介護保険負担割合証に定められた割合にともない負担額が異なる場合がございます。

要支援2： 761円／日額

要介護1： 765円／日額

要介護2： 801円／日額

要介護3： 824円／日額

要介護4： 841円／日額

要介護5： 859円／日額

初期加算 入居から30日間： 30円／日額

※30日を超える病院または診療所への入院の後に事業所に再び入居した場合も同様。

※令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、基本部分の単位数について千分の1に相当する単位数が算定されます。

・協力医療機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）

介護施設と協力医療機関との連携体制の構築を目的として創設された加算です。

要件に応じて（Ⅰ）（Ⅱ）とあります。

協力医療連携加算（Ⅰ）： 100円／月額

協力医療連携加算（Ⅱ）： 40円／月額

看取り介護加算 看取りを行った日から遡って45日間： 72～1,280円／日額

※医師（主治医）が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又は利用者代理人の同意を得て、当該事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た場合に加算します。

入院時費用： 246円／日額（1月に6日限度）

※利用者が病院または診療所に入院した場合、入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、利用者及びその家族の希望等を配慮し、必要な便宜を図るとともに、退院後も円滑に再入居できるようにします。

退去時情報提供加算： 250円／回

※利用者が医療機関へ退所された場合、退所後の医療機関に対して、利用者又は利用者代理人の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、利用者1人につき1回に限り加算します。

医療連携体制加算Ⅰ ハ： 37円／日額

サービス提供体制強化加算： 6円・18円・22円／日額（※職員体制により、加算します。）

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)

(Ⅰ)1か月の算定点数に対し、1000分の186

(Ⅱ)1か月の算定点数に対し、1000分の178

(Ⅲ)1か月の算定点数に対し、1000分の155

(Ⅳ)1か月の算定点数に対し、1000分の155

7. 請求支払い方法

・事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月20日までに、前月の利用料(食材料費、介護費用等)及び次月の家賃、管理費、光熱水費等の請求を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。

・利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月25日までに、事業者の指定する方法により支払います。

・お支払い方法は、ご指定の口座より振り替えさせていただくか、事業者指定の口座へのお振り込みをお願いします。

※銀行振り込みの際の振り込み手数料についてはご負担ください。

※口座引落しは毎月20日となっております。(振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日に変更)

振込 指定口座 米子信用金庫

口座 : 本店

口座番号 : 0425279

口座名義 : 医療法人社団 やまもと
理事長 山本 泰久

8. 入所対象者

利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用ができます。

- ① 要支援2、要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であると医師からの診断があること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害のおそれがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活介護契約条項を承認できること。

9. サービスの内容

介護計画の立案

- 適切なアセスメントを行い、利用者とその代理人が望む生活が実現できるような介護計画作成を行います。

食事

・食事時間

朝食： 7:00～ 8:00

昼食： 12:00～13:00

夕食： 17:00～18:00

- ・本人の希望、体調にあわせて、自由に時間を変更したり場所を選べます。
- ・利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備・後片付けを行ない、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生活していくことができるよう支援していきます。

排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴

- ・原則、2回／週以上の入浴または清拭を行います。

生活介護

- ・一人一人の生活リズムに合わせた支援をいたします。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。

生活相談

- ・利用者及び代理人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

行政手続き代行

- ・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者や代理人の状況によっては代行します。

機能訓練

- ・離床援助・屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

金銭の管理

- ・原則、金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮願います(紛失した場合の責任は負えません)
- ・やむを得ず持ち込まれる場合は、本人で管理をお願いします。

記録の保存

- ・サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管いたします。

10. 入所の手続き(必要な書類など)

- ① 介護保険被保険者証
- ② 健康保険被保険者証
- ③ 老人医療受給者証
- ④ 身体障害者手帳(障害のある方)

<注意>更新毎に必ず事業所までお届けください

11. 退所の手続き

(1)利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

退所を希望する日の30日前までに申し出てください。

(2)事業所からの申し出により退所していただく場合。

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合には適切な予告期間において、本契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月分滞納したとき。
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反し改善の見込みがないとき。
- ⑤ 入居申し込みについて虚偽の申請、その他不正な方法により入居したとき。
- ⑥ 利用者又は利用者代理人が、暴力団・暴走族・反社会的組織等の構成員又はその関係者であるとき。
(出入りさせた場合を含む)
- ⑦ 利用者が通知なく契約開始日より30日以上本物件に入居しないとき。
- ⑧ 極端な視力低下、及び恒常的な医療行為を必要とすると等、本物件での介護対応が困難となったとき。

(3)契約の終了

次の各号の一に該当する場合は、本契約は終了します。

- ① 要介護等の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第16条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が医療機関に入院し、明らかに2ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または入院後2ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき
- ⑦ 第4条に適合しない場合

12. 施設利用にあたっての留意点

面会

- ・面会時間 午前9:00～午後5:30
それ以外についてはご相談下さい。
- ・インフルエンザ・コロナウィルスなど感染症の流行時など、面会時間・方法にご配慮頂く場合があります。

外出・外泊

- ・必ず行き先と帰所時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届け下さい。

喫煙

- ・施設内、敷地内とも禁煙となります。

所持品の持ちこみ

- ・家具・衣類の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ち下さい。(備え付けの家具有り)
- ・季節毎の衣類の入れ替えは代理人等にてお願い致します。

宗教・政治活動

- ・施設内での宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。

ペット

- ・ペットの持ち込みはお断りします。

食べ物の持ち込み

- ・衛生管理上、1回で食べきれぬ量でお願いします。

13. サービス内容に関する苦情

事業所は、提供されたサービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。
『サービスについての苦情や相談がある場合は、以下までご連絡ください。』

グループホームやまもと

担当者： 管理者 遠藤 勝

電話： 0859-37-6541 FAX： 0859-37-6555

※ 相談を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無並びに改善の方法について、問い合わせ者または申し立て者に文書で報告します。

※ 事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

・介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

①鳥取県国民健康保険連合会 電話： 0857-20-2100

②米子市役所長寿社会課 電話： 0859-23-5156 FAX 0859-23-5012

14. 退所時の援助

契約の終了により利用者が退所する際には、利用者及びその代理人の希望、利用者が退所後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

15. 損害賠償

事業者は万が一の事故発生に備えて損害保険に加入しています。

①事業者は、利用者に対する介護のサービス提供中、万が一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、故意・過失がない場合を除き、速やかに利用者に対し損害を補償します。但し利用者に過失がある場合は、事業者は損害責任を免除され、または賠償金を減額されることがあります。

16. 秘密保持の厳守

事業所及びすべての従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその代理人に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様といたします。

17. 個人情報の保護

- ① 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。
- ② 事業所は、法令規則により公的機関へ報告が義務付けられているもの、緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、及び利用者が『個人情報の使用に係る同意書』にて予め同意しているもの以外に、利用者または代理人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。
- ③ 事業所で作成し、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

18. 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ① サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ③ 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

19. 感染症対策

- ① 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、対策を検討する委員会を月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかります。また従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

20. 介護事故発生の防止

- ① 事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ③ 事業所は、事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

21. 緊急時の対処方法

利用者に容態の変化等があった場合は、別紙「緊急連絡先」に基づき、代理人等へ連絡すると共に、医師あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従います。

22. 非常災害対策

- ① 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ② 防災設備：防火設備、非常放送設備等、必要整備を設けます。
- ③ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

23. その他

(1) 通院・入退院時の送迎

緊急時を除き、通院・入退院時の送迎は、代理人のご協力をお願いします。

(2) 入院時の対応

入院中の対応は、代理人でお願いします。

24. 当法人の概要

名称	医療法人社団 やまもと
理事長	山本 泰久
所在地	米子市車尾南1-8-32
電話	0859-31-8500

事業者は、本重要事項説明書に基づき、認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

【事業者】

名称 医療法人社団 やまもと
理事長 山本 泰久
所在地 米子市車尾南1-8-32

【事業所】

名称 グループホームやまもと
代表者 遠藤 勝
所在地 米子市観音寺新町1-10-6
(指定番号 第 3190200216 号 鳥取県)

【説明者】

職名 管理者
氏名 遠藤 勝

私は、本重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係

署名代行事由

住 所

氏 名